

■議案第20号 四万十町ケーブルネットワークに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成31年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「公益財団法人四万十公社」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町香月が丘8番102号 四万十町ケーブルネットワーク
指 定 管 理 者	四万十町香月が丘8番102号 公益財団法人四万十公社
指 定 期 間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

ケーブルネットワーク施設は、地上波テレビ放送の難視聴対策に加えて、住民生活や産業活動の高度情報化ニーズに応えるため、インターネット接続環境の向上、福祉、教育などの各分野における情報化の推進により、地域間の情報格差是正を目的に設置された施設であり、平成20年10月1日から現在まで、「公益財団法人四万十公社」を指定管理者として指定し、指定管理業務にあたってきました。

同法人は、地域資源を有効活用するとともに個性豊かな魅力ある地域づくりを目指し、地域社会の健全な発展を目的とする事業、文化及び芸術の振興を目的とする事業及び町民の生活に不可欠な放送、通信等の安定供給の確保を目的とする事業を行い、もって町民福祉の増進に寄与することを目的としており、これらの事業を円滑に推進するための知識や経験を有する法人です。

これまでの指定期間中においては、基本的な施設の維持管理に加えて、地域の住民や団体等とも良好な関係を構築し、利用者等に対する適切な対応等も行っており、効果的かつ効率的な運営を行っていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。